

「職業と世系に基づく差別」の効果的撤廃に向けて 私たちはどこまで到達したのか・あとどれだけ進めばよいのか

小森 恵 (IMADR/IMADR-JC 事務局次長)

2009年9月16日、国連人権理事会第12会期中に、IMADRと国際ダリット連帯ネットワーク (IDSN) は、「職業と世系に基づく差別の効果的撤廃のための国連原則と指針案」に焦点を絞ったサイドイベントをジュネーブの国連で開催した。報告者として、「職業と世系に基づく差別」の国連特別報告者として「原則と指針案」を作成した横田洋三さん(中央大学教授)と鄭鎮星さん(ソウル大学教授)⁽¹⁾、ネパール総務大臣ジート・ゴータマさん、人権高等弁務官事務所のマルシア・クランさん、そして当事者の代表としてインド、ネパール、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、日本(部落解放同盟の和田献一さん)から6人を招いた。

サイドイベントは大きな成果を収めた：第一に、13カ国(日本、韓国、EU諸国など)の政府代表を含む100人が参加した；第二に、「原則と指針案」に大きな関心を集めることができた；第三に、被差別コミュニティやNGOに「一緒にやれば世界は変わる」という希望を与えた；第四に、「原則と指針案」に対する支持を人権高等弁務官、ネパール政府そしてEUからその場でとりつけた。

「原則と指針案」——経緯と成果

鄭さんは国連における取り組みの経緯を説明した。2001年、国連人権小委員会⁽²⁾の任を受けたグネセケレ委員が国連では初となる「職業と世系に基づく差別」の報告書を提出した。そこには南アジア諸国と日本におけるこの差別の歴史と現状が報告されていた。その後、担当委員の交替を経ながら、2006年8月の人権小委員会解散まで、この問題をテーマにした報告書が5回作成された。最後の会期で横田・鄭両特別報告者にこの差別の効果的撤廃のための「原則と指針案」を含む最終報告書の作成を託して人権小委員会は幕を閉じた。

その後、両特別報告者は当事者組織やIMADRやIDSNなどと協議しながら「原則と指針案」を発展させていった。特別報告者の努力の結果、同案を含む最終報告書は完成し、人権委員会の後継者である人権理事会に提出

された。2009年5月、人権理事会は最終報告書を受領し、資料室に保管した⁽³⁾。イベントで、鄭さんは、「この経緯を通して、国際社会は多数の人びとがカースト差別に苦しんでいることを知りました。この差別はそれぞれの歴史、文化、宗教に深く根ざしていて、人びとの意識や考え方に影響を及ぼしてきました。国際社会は結束してこの差別をなくす努力をしなくてはなりません」と述べた。横田さんは「『原則と指針案』は国家だけではなく、国際・地域機関、非政府組織にも向けられたものです。この差別は貧困との闘いや発展の実現を大きく妨げてきました。不可触性と不浄の概念を払拭し、偏見をなくすために、国家をはじめすべての関係者の誠実な努力が求められています」とし、「『原則と指針案』が採択されれば、UPRなどの国別報告の審査において枠組みとして参照できる」として、同案が国連基準になる必要性を説いた。

当事者団体の代表たちは、「原則と指針案」に沿って、それぞれの国における問題を訴えた。特別ゲストであるネパールの総務大臣は、差別撤廃のための同政府の取り組みを紹介し、「カースト差別撤廃の観点より、新憲法の起草や差別禁止法の制定において、『原則と指針案』は非常に参考になる」と強い支持を表明した。人権高等弁務官事務所代表は職業と世系に基づく差別は「貧困と周縁化の悪循環」をもたらしているとし、「差別撤廃は国連、加盟国そしてすべての関係者が最優先すべき課題である」とした。EUを代表してスウェーデン政府代表は「職業と差別に基づく差別の撤廃はEUの優先課題であり、特別報告者の最終報告書を歓迎する」と支持を表明した。

最後に、進行役のルーテル世界連盟のピーター・プルーブさんは、「私たちの前には道が二つあります。ひとつは、『原則と指針案』の正式な国連採択に向けた道です。この案には何か目新しいものが含まれているわけではなく、すでに確立された規範を明確にしているだけで、採択されても政府に追加の負担を



原則と指針案を解説する横田洋三さん(左)

「職業と世系に基づく差別の問題に対応するにあたっては、女性、子ども、病者または障害者、高齢者および貧困線以下で暮らしている人びとの状況に対応するために特別の配慮がなされるべきである」

(1) 2005年春、人権委員会第61会期にて横田、鄭両委員が職業と世系に基づく差別に関する人権小委員会特別報告者に任命された。

(2) 正式名称は国連人権促進保護小委員会26人の専門家から成り、人権委員会の下にあった。

(3) 文書番号: A/HRC/11/CRP.3 18 May 2009



ピライ人権高等弁務官にレンガのかけらを渡すインドNGOの代表



ピライ人権高等弁務官を訪ねて
(左から4人目がピライさん、3人目が
ニマルカ・フェルナンドIMADR理事長)

求めるものではありません。しかし、職業と世系差別撤廃の効果的な指針になります。もう一つの道は、公式に採択されていなくても、この優れた『原則と指針案』を最大限に活用する道です。それは私たちが今すぐできることです。どちらであれ、『原則と指針案』は差別と闘っているすべての人にとって強力な

道具となります」としめくくった。

人権小委員会での取り組みからすでに9年が経つ。実に多くの人びとがこのプロセスにかかわってきた。横田・鄭特別報告者による最終報告書にはそうした人びとの魂と叫びが反映されている。まさに、今、私たち市民社会が動く時がきた。(こもりめぐみ)

サイドイベントに集まったアジアのNGOの代表たちは、9月16日、ピライ人権高等弁務官をオフィスに訪問してこの形態の差別の現状を訴えた。その後、10月19日、高等弁務官はウェブサイトを通して、この差別撤廃を世界に呼びかけた。以下にその内容の抄訳を紹介したい。

カーストの壁を取り壊す

先日、アジアのカースト差別を受けている集団の代表からトイレの壁のレンガのかけらをいただいた。レンガは“低位カースト”の人びとに素手で公衆トイレを掃除させてきた慣行に反対する闘いを象徴していた。この仕事は、決して労働者自らが選んで就く職業ではない。むしろそれは社会的出自と世系により受け継がれてきた。そして、これら差別を受けてきた人びとはその仕事によってさらに“汚され”、社会的排除と周縁化の世代的サイクルに陥らされる。

今、被差別集団や市民社会の活動家は平等と非差別の新しい国際基準を推進することで、さらに大きくて目に見えない差別の壁を壊そうとしている。私は彼/彼女たちの決意と勇気に心より敬意を表したい。アパルトヘイト下にあった南アフリカで育ったカラードのマイノリティ女性である私は、差別について多少は知っている。

“不可触性”は世界全体で約2億6千万人の人びとに影響を及ぼしている事象である。このタイプの差別は主に浄・不浄の観念と結びついていて、さまざまな社会や文化に深く根を下ろしている。問題は一つの地理的地域に限定されるものではないし、一宗教の思想体系の中だけで独占的に実施されているものでもない。これは地球規模の事象である。

カーストは平等と非差別の人権原則をまっこうから否定している。それは個人を誕生時から規定するものであり、その集団に搾取、暴力、社会的排除、分離の生活を強いるものである。カースト差別は人びとを市民的、政治的、経済的、社会的そして文化的権利の侵害に無防備に曝す。

“低位カースト”にある人びとは、代々続く低所得の雇用だけに制限され、農耕用の土地や貸付の利用の機会を奪われている。彼らは大きな負債を抱えていたり、債務労働に縛られていたりする。裁判や救済を求めれば恐ろしい妨害に遭う。世系に基づく集団の中では子どもの労働がはびこっていて、“低位カースト”の子どもたちの非識字率は非常に高い。女性にとって、カーストは貧困と差別の被害をさらに悪化させる増幅器である。

この惨劇をなくすために多くの国で法律や政策がとられてきた。憲法はカーストに基づく差別を禁止し、“低位カースト”の人びとは高位の役職に就いてきた。特別法が施行され、教育や雇用でのアファーマティブアクションや、暴力や搾取からの保護措置がとられてきた。

国際的には、人種差別撤廃条約が人種差別の根拠の一つとして世系を明確にとりあげている。しかし、カースト差別を解決するための社会政策とプログラムの必要性は強く残る。深く根を下ろした世系に基づく偏見、慣習、信条、伝統を変えることができる教育プログラムの実施は不可避である。それ以上に、カースト差別を受けている集団は、彼/彼女たちのエンパワーメントを目指した戦略の作成、実施そして評価に全面的に参加できるように保障されなくてはならない。国際社会は、アパルトヘイトに終焉をもたらしたように、一致団結してこれら取り組みを支援すべきである。周縁化と排除を生み出し、被害者を絶望と貧困の淵に陥れるこの行為は余りにも長く続きすぎた。カーストの被害者はみな救済を求めており、それを受けるに充分値する。数億の民の苦境は昔からの伝統の産物であるとして正当化できないし、単なる“お家の問題”として見なすこともできない。

人権理事会は「職業と世系に基づく差別の効果的撤廃のための原則と指針案」を推進すべきである。これは既存の非差別の国際基準を補完するものである。すべての国家は結集してこの規範を支持しなくてはならない。恥ずべきカースト概念を根絶する時は訪れた。奴隷制やアパルトヘイトなど克服できないと思われた壁はすでに取り壊された。私たちはカーストの壁もまた取り壊さなくてはならない。

(訳：反差別国際運動)